

2007年6月8日

朝日新聞社
菅野俊秀様

菅野俊秀氏稿「試される経営委員長の手腕」

(2007年5月25日付『朝日新聞』掲載)に関する公開質問書

時下、菅野様にはご清祥のことと存じます。

去る5月25日付『朝日新聞』朝刊27面の「サブ・CH」欄に掲載された貴殿の論稿「試される経営委員長の手腕」(以下、「貴稿」と略す)を読ませていただき、NHK経営委員長の選出をめぐる報道のあり方について、さらに、NHK経営委員会と政治の関係をめぐる貴殿の見識について、重大な疑問を感じました。そこで、以下の質問をお届けします。これについての貴殿のお考えを6月20日までに文書で下記宛てにお送りくださるよう、お願いいたします。

質問1 貴稿は「NHK経営委員会の新委員長に、富士フイルムホールディングスの古森重隆社長が内定した」という文章で始まり、文中で古森氏を指して「新委員長」という表現を2箇所使っています。

しかし、NHKの新しい経営委員長は6月に開かれる経営委員会において、後掲の放送法の規定に従い、経営委員の互選で選出される予定です。それを待たず、「新委員長に古森氏が内定」と記されたのはなぜなのか、ご説明ください。

質問2 貴稿の中で、「経営委員は国会の同意を得て首相が任命する」と記されています。それ自体、間違いではありませんが、貴稿のテーマからすれば、NHKの経営委員長は経営委員の互選で選出すると定めた放送法第15条第2項の規定を引くのが道理のはずです。なぜなら、この条項が存在する限り、内閣総理大臣が放送法第16条第1項に従い、両院の同意を得て特定の人物を経営委員に選任することと、その人物が経営委員長に選出されるかどうかはまったく別問題だからです。

にもかかわらず、貴稿で経営委員の選出方法を紹介するだけで、経営委員長の選出方法を定めた放送法の規定を紹介されなかったのはなぜでしょうか？理由をご説明ください。

質問3 去る5月18日の『朝日新聞』朝刊は1面に「新経営委員長に古森氏 NHK経営委 富士フイルム社長」という見出しの記事を掲載し、「17日午後の安倍首相と菅総務相の会談で〔古森氏の起用を〕内定した」と伝えました。貴稿がこうした報道を受けて執筆されたことは間違いないと思われます。

しかし、政府が個人名まで特定して、経営委員長の人事に介入するのは上記の放送法第15条第2項に反する違法行為に当たることは明らかです。にもかかわらず、貴稿でこうした政府の行為の違法性に一切触れず、古森氏の経営委員長就任が既定の事実となったかのように記述されたのは、政府の違法行為を免罪するに等しいと私たちは考えます。この点についての貴殿の見解をお聞かせください。

質問4 『朝日新聞』が5月18日付朝刊で伝えた政府の動きが事実とすれば、それは自己の人脈・意向でNHKの最高意思決定機関の長を選ぼうとする、現政権の権力を笠に着た傲慢な政治介入を意味します。とすれば、権力を監視するというジャーナリストの使命に照らして、貴殿にも経営委員会の独立性を侵すこうした政府の介入を質す批判的精神が強く求められるはずです。にもかかわらず、NHKのガバナンスに対する政府の不当な干渉・介入を不問にした貴稿はジャーナリストとしての使命を放棄したのも同然と私たちは考えています。これについての貴殿の見解をお聞かせください。

以 上

NHKを監視・激励する視聴者コミュニティ
共同代表：湯山哲守・醍醐聰
HP：<http://space.geocities.jp/shichoshacommunity/>
メールアドレス：shichoshacommunity@yahoo.co.jp
専用電話：048-873-3520

NHK問題を考える会（兵庫）
代表：貫名初子
電話&FAX：078-351-0194

メディアの危機を訴える市民ネットワーク事務局
HP：<http://www.jca.apc.org/mekiki/index.html>
メールアドレス：mekikinet-owner@yahoogroups.jp
FAX：020-4666-7325

ご回答は文書にて下記へお送りくださるよう、お願いいたします。

（住所 割愛）
醍醐 聰